第六十八条の五中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第七十条の二第二項第六号イ⑵中「第四十一条の三の二第一項」を「第四十一条の十九の三第一項」に改める。

第七十条の二の二第四項中「おいて、」の下に「第一項に規定する期間内に、」を加え、「ついて第一項本文」を「ついて同項本文」に改める。

第七十条の六の八第二項第一号及び第七十条の六の十第二項第一号中「第二十五条の二第三項」を「第二十五条の二第四項」に改める。

第七十条の七の九第一項、第七十条の七の十第一項、第七十条の七の十一第二項、第七十条の七の十二第一項、第七十条の七の十三第一項及び第七十条の七の十四第一項中「令和八年十二月三十一日」を「令和十一年十二月三十一日」に改める。

第七十条の八第一項及び第三項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

第七十二条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第七十六条の見出し中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同条第一項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下この条において「円滑化法」という。）第二条第一項第十号」に、「施行者、同法」を「施行者、円滑化法」に、「の施行再建マンション」を「、第五号若しくは第八号の再生後マンション」に、「同項第五号」を「同項第十一号」に、「同法の」を「円滑化法の」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「同法第二条第一項第四号」を「円滑化法第二条第一項第十号」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同項ただし書中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「若しくは」を「又は」に、「同法第八十五条の差額又は同法第十一条第一項に規定する隣接施行敷地の価額に相当する金額」を「当該マンション再生事業が行われる前に当該土地について有していた権利の価額を超える部分」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　円滑化法第五十五条第一項に規定する権利変換手続開始の登記

二　円滑化法第五条第一項に規定する組合が円滑化法第十五条第一項又は第六十四条第一項若しくは第三項の規定により取得する円滑化法第七条第二号に規定する再生前マンションの円滑化法第二条第一項第三十号に規定する区分所有権（次項第一号及び第三項第一号において「区分所有権」という。）若しくは同条第一項第三十五号に規定する敷地利用権（次項第一号及び第三項第一号において「敷地利用権」という。）又は同条第一項第十三号に規定する再建敷地の円滑化法第五条第二項第二号に規定する敷地共有持分等（次項第一号において「敷地共有持分等」という。）の取得の登記

第七十六条第一項第三号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」及び「同法」を「円滑化法」に改め、同条第二項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百十六条に規定する組合が、」を「円滑化法第百九条に規定する組合が、」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第九号」を「円滑化法第四条第二項第七号に規定する売却等マンションの区分所有権若しくは敷地利用権又は円滑化法第二条第一項第二十三号に規定する売却敷地の敷地共有持分等の取得の登記

二　円滑化法第百四十条第一項に規定する分配金取得手続開始の登記

三　円滑化法第百五十条第一項に規定する売却等マンション及びその敷地又は売却敷地に関する権利について必要な登記

第七十六条第三項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百六十四条」を「円滑化法第百六十四条」に、「、同法」を「、円滑化法」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第十二号」を「円滑化法第二条第一項第二十八号」に改め、同項ただし書中「同法」を「円滑化法」に改め、同項各号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「円滑化法」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　円滑化法第百六十三条の二に規定する組合が、令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に、円滑化法第二条第一項第二十五号に規定するマンション除却事業に伴い受ける次に掲げる登記については、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

一　円滑化法第百六十三条の二に規定する組合が円滑化法第百六十三条の十四第一項の規定により取得する円滑化法第二条第一項第二十六号に規定する除却マンションの区分所有権又は敷地利用権の取得の登記

二　円滑化法第百六十三条の三十三第一項に規定する補償金支払手続開始の登記

第七十七条及び第七十七条の二中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第八十条の二中「附則第八条第三項又は第二十六条第三項」を「第三十四条の九の二第三項」に、「附則第九条第三項又は第二十七条第三項」を「第三十四条の九の三第三項」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に、「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に、「規定する資金交付契約に関する」を「掲げる」に改め、同条ただし書を削る。

第八十一条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（診療所の用に供する建物を建築した場合の所有権の保存登記等の税率の軽減）

第八十一条の二　診療所（医療法第一条の五第二項に規定する診療所をいう。以下この項において同じ。）の開設者又は管理者が、令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に同法第三十条の四第二項第九号イ⑵に掲げる区域のうち政令で定める区域において当該診療所の用に供する建物で政令で定めるものの建築又は取得をした場合には、当該建物の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築又は取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十とする。

2　前項に規定する者が、同項に規定する期間内に同項の規定の適用を受ける建物の敷地の用に供する土地の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十とする。

第八十二条の二中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第八十三条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に、「三年」を「五年」に改め、同条第二項中「三年」を「五年」に、「五年」を「七年」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第八十三条の二中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第八十四条の二の二を削り、第八十四条の二の三を第八十四条の二の二とする。